

# 〇〇小学校区子ども会育成会会則

## 第1章 総 則

- 第1条 本会は、〇〇小学校区子ども会育成会といい、事務局を会長宅に置きます。
- 第2条 本会は、〇〇小学校区内単位子ども会育成会（以下、単位育成会という）の連絡調整を図り、意見情報を交換して子ども会の育成発展を目的とします。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。
1. 単位育成会相互の活動内容の意見交換を行い、学び合います。
  2. 子ども会リーダーの研修を行います。
  3. 安全で楽しい遊び場を確保します。
  4. 学校、町内会、児童センター、市民センター、地域ボランティア等と協力し、子どもの健全育成に努めます。
  5. 子ども会が楽しい遊び集団として活動できるように援助します。
  6. 子ども会の安全対策に関する事業を行います。
  7. ジュニアリーダー活動の支援を行います。
  8. 仙台市泉区子ども会育成会と単位育成会との連絡調整を行います。
  9. その他、目的達成に必要な事業を行います。
- 第4条 本会は、単位育成会の会員及びこの会に賛同する人（ただし、この学区内に居住する人に限ります。）によって構成します。

## 第2章 役 員

- 第5条 本会に下記の役員を置き、任期は1年とします。
- |     |     |
|-----|-----|
| 会 長 | 1名  |
| 副会長 | 2名  |
| 会 計 | 2名  |
| 庶 務 | 2名  |
| 委 員 | 若干名 |
| 監 事 | 2名  |
| 理 事 | 若干名 |
- \*理事は単位子ども会から各1名の代表者がこの任に当たります。
- 第6条 前条の役員は、総会で承認を得ます。

## 第3章 会 議

- 第7条 本会の会議は、下記のとおりとします。

## 1. 総会

- (1) 総会は、年に1回会長が招集します。  
ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができます。
- (2) 総会は、次に定める代議員により行います。  
ア. 各単位育成会の代議員で構成します。  
ただし、代議員の定数は、一律1名とします。
- (3) 総会では、次のことを審議します。  
ア. 規約の改廃に関すること。  
イ. 役員承認に関すること。  
ウ. 事業報告及び事業計画に関すること。  
エ. 決算及び予算に関すること。  
オ. その他必要と認めること。

## 2. 理事会

- (1) 理事会は、会長、副会長、会計、庶務、委員及び理事により構成します。
- (2) 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会務の運営及び単位育成会と本会の連絡調整・意見交換を行います。

## 3. 役員会

- (1) 役員会は、会長、副会長、会計、庶務、委員により構成します。
- (2) 役員会は、必要に応じ会長が招集し、本会の運営と執行について審議します。

第8条 会議は、半数以上の出席により成立し、決議は出席者の過半数によります。

## 第4章 会計

第9条 本会の運営費は、町内会助成金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあてます。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

第11条 本会の監査は、毎会計年度1回以上定期的に監査するものとします。ただし、必要と認める場合は、随時に監査することができます。

第12条 本会の監査は、監査が終了したとき、その結果を会長及び総会に報告します。

## 付 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行します。

※小学校区により役員構成は様々で、次の団体・個人が考えられます。

○町内会 ○PTA からから役員選出 ○単位育成会 ○地域の賛同者 その他